

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十八年十二月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年八月二十五日奈良県指令高土第二八一―一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月二十二日高土第八八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年十一月二十二日高土第三六三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井一六七番一、一六七番三、一六七番五、一六七番六、一六七番七、一六

七番八及び一六七番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区巽南三丁目七番八号

協栄ホーム株式会社 代表取締役 島田和弘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井一六七番一及び一六七番三

下水道 香芝市狐井一六七番一及び一六七番三の各一部